

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（第4項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）

※各種被災者支援策 給 付 : 被災者生活再建支援金、義援金 等
融 資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
減免・猶予 : 税、保険料、公共料金 等
現物給付 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理制度 等



被害の 程度	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)
損害 割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

罹災証明書の交付（市町村）

(任意欄)

罹災証明書

災害主住所	
災害前住所	
(記載可能事項①)	

罹災原因	火災	風水害	地震	その他
------	----	-----	----	-----

被災世帯 ^a の 所在地

世帯 ^b の被害 状況	全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □軽微半壊 □無被害に認めない (一部損壊)
---------------------------	--

(記載可能事項②)

※世帯とは、世帯主を筆頭に世帯員として共同生活する、同一の世帯主、同一の世帯主でないが同居する世帯員を指す。世帯員は世帯主と同居しない場合は別居世帯員として記入し、別居世帯員は世帯主の氏名を記入。

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、確認を行い、捺印を行います。

年 月 日

〇〇市町村役所

各種被災者支援策の活用